「令和6年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に対する

府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について

○募集期間：令和6年1月24日（水曜日）から令和6年2月22日（木曜日）まで

○募集方法：電子申請、電子メール、郵送、ファクシミリ

○募集結果：2名（団体を含む。）から11件のご意見等をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。

ご意見等は、個人や団体等の特定又は類推できる情報を除き、原則、原文のまま掲載していますが、

趣旨を損なわない範囲で一部修正している部分があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | ご意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| **第２　監視指導の実施に関する事項** | | |
| １ | 2．重点的に監視指導を実施する事項  （3）食中毒発生防止対策の「ア　カンピロバクターによる食中毒対策」で、「鶏肉は十分に加熱して提供」としているところは、より具体的に「鶏肉の中心部を75℃以上で1分間以上加熱して提供」と記述することを求める。 | ご意見を踏まえ、  「ア　カンピロバクターによる食中毒対策」について、以下のように文言を変更しました。  （ア）生又は加熱不十分な鶏肉を提供する飲食店に対し、鶏肉は十分に（中心部を75℃以上で1分間以上）加熱して提供するよう指導します。 |
| ２ | 2．重点的に監視指導を実施する事項（3）食中毒発生防止対策で、「腸管出血性大腸菌による食中毒対策」が削除されている。  発生状況は減少しているとはいえ、2023年5月に大阪市で発生している。2022年には京都府で死亡事例があり、重篤化する可能性も高いので、引き続き重点的な監視指導の実施事項とすることを求める。 | 大阪府食品衛生監視指導計画は、食品表示法に関する一部の業務を除き政令指定都市及び中核市を除く大阪府域を実施区域とする計画であることから、対象区域での食中毒発生状況に鑑みて重点的な監視指導の実施事項を設定しています。  「腸管出血性大腸菌による食中毒対策」は令和6年度の項目としていませんが、対象区域外の状況にも留意しながら引き続き取り組んでまいります。 |
| ３ | (3)食中毒発生防止対策では、「腸管出血性大腸菌による食中毒」を削除されていますが、2023年5月には大阪市で発生しています。また、全国的に食肉等が原因と推定される腸管出血性大腸菌による食中毒が散発していることから、引き続き重点項目とし防止対策を行うことを求めます。 |
| ４ | 2018～2022年度の実施結果によると、直近の2022年度の表示基準別の違反件数・違反率が最も多くなっていると思われる。特に原産地または原料原産地表示の違反件数は前年度の3.6倍に急増している。食品表示制度の変更に事業者の対応が追いついていないことが考えられるが、表示が適切に表示されていない状態が続けば消費者の選択が損なわれてしまうため、指導・監視の強化を求める。  なお、令和4年度の実施結果には、それまで掲載されていた食品分類別のデータがなくなっているので、令和5年度以降は再度公表することを求める。 | 府では、新たな原料原産地表示制度について、令和4年3月末の経過措置期間終了後も、周知・啓発活動に取り組んでおります。令和４年度は、経過措置期間が終了したことにより、違反の発見が増加したと考えられます。  食品の表示制度については、今後も時代に即した変更が見込まれるため、事業者がそれに適切に対応できるよう、研修会や相談対応を行ってまいります。また、原産地・原料原産地をはじめ、不適切な表示がなされないよう、事業者への監視指導を行い、引き続き適正表示の推進に努めてまいります。  なお、実施結果については、ご意見を踏まえ、結果公表時に検討させていただきます。 |
| ５ | 2018～2022年度の指導結果によると、直近の2022年度の違反品目数（製造施設と販売店の合計）が最も多くなっている。また、違反施設数（同）は30％前後で推移しており、減少していない。健康食品については、健康被害につながる食品の販売や機能性表示食品であっても景品表示法違反が指摘されるなど問題が多くなっている。インターネット・スマートフォンによる販売も含めて、指導・監視の強化を求める。  　また、健康食品では定期購入商法など契約に関わる問題も多発している。消費者行政部局との連携により効率的・効果的に指導・監視を実施することを求める。 | 府では、健康食品の製造施設及び販売施設を重点的に監視指導を行う対象として位置づけています。  特に、健康食品の製造施設は年1回の立入監視を行い、衛生管理と食品表示が適正に行われていることを確認し、不備を発見した場合は改善を指導しております。  しかし、軽微な内容ではあるものの、食品表示基準に一部適合しない表示の商品が散見されるため、今後も継続して改善指導を行っていく必要があると考えております。  また、監視指導の中で、ECサイトでの販売時に掲載される情報や景品表示法に係る事項など、食品衛生法・食品表示法以外の法令に抵触するような情報を探知した場合は、当該法令を所管する機関へ情報提供を行うなど、関係部署との緊密な連携に努めます。 |
| ６ | 輸入食品についての検査予定数は362件となっているが、令和4年度の監視指導計画実施結果によると予定件数326件を大きく上回る515件が実施されている。輸入食品が増加し、消費者の関心も高い中、検査件数が増加していることは評価できる。  令和6年度計画においても検査予定件数を増やし、国と連携して輸入食品の監視指導を強化することを求める。 | 例年、輸入食品の検査の実績が検査予定数を上回っている主な理由は、検査対象を輸入食品に限定していない検査項目において結果として輸入食品が検体となる場合があるためです。検査予定数については、令和6年度監視指導計画においても必要な数を計画しており、着実に検査を実施します。  監視指導については、国が水際対策を行い、府が輸入食品を含む府内流通品を対象とする役割分担のもと、引き続き取り組んでまいります。 |
| ７ | 別表3の検査実施計画の検査予定件数を合計すると3,907件で、昨年度計画の3,985件を78件下回っている。監視指導の水準を下げないために、昨年度の計画件数を維持することを求める。 | 検査の意義や必要性、検体確保の実情等を踏まえ検査項目や検査数の強化や見直しを行った結果、検査予定数は前年計画を下回っていますが、全体として監視指導の水準は向上するものと考えています。 |
| ８ | 能登半島地震でも明らかなように、災害への備えは具体的に進める必要がある。「災害発生時は、避難所その他の臨時食事提供施設及び食材の衛生監視等を行い、府民の生命及び身体を食中毒等の健康被害から保護します。」という一文で済ますのではなく、具体的な実施施策について明記しておくことを求める。 | 災害発生時における食品衛生監視活動については、本府地域防災計画及び災害等応急対策実施要領において、保健所設置市等の関係機関と緊密な連携をとりながら、避難所その他の臨時給食施設、被災した食品関係営業施設、食品製造業者の食品取扱いについての衛生監視等を行うこととしております。  引き続き、災害発生時においても食の安全を確保できるよう平常時から災害への備えに努めてまいります。 |
| **第５　食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項** | | |
| ９ | 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員の研修および最新の技術の習得や知識の上、食品関係者への講習会の開催、食品衛生指導員への研修や指導など、前年度意見書でも述べたが、いずれも開催回数や参加人数等を数値化し、計画的に実施、点検することを求める。 | 講習会や研修等については、最も効果的なものとなるように直近の食中毒発生状況や国の動向等を踏まえてその内容や開催回数、対象者、対象人数等の検討を行っています。そのため、本計画策定時に開催予定回数や参加予定人数等を数値化することは困難ですが、引き続き、食品衛生に係る人材育成・資質向上等を図るため、状況に応じた研修や講習会等を実施してまいります。 |
| **その他** | | |
| 10 | 有価フッ素化合物（PFAS）の食品健康安全評価書（案）が公表された。そこでは「PFOS及びPFOAをはじめとするPFASについては、健康影響に関する情報が不足しており、不明な点等は多いものの、まずは、今回設定したTDIを踏まえた対応に取り組むことが重要である。そのためには、PFASにばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、こうした調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を進めることが必要である。」とある。大阪府においては、食品中のPFAS濃度の測定について積極的に検討、実施することを求める。 | 有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価がなされた際は、その結果を受けた国の関係省庁の動向を注視し、適切に対応してまいります。 |
| 11 | 食品衛生に加え、感染症対策等も含め、府民の保健衛生を守ることは大阪府の重要な責務である。関係部署、保健所の強化、人員・予算の拡充を計画的に進めることを求める。 | ご意見として承ります。 |